

特別保育事業の実施について

平成10年4月8日

厚生省児童家庭局長、児発第283号

地域における保育需要に対応するため、かねてから「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について（エンゼルプラン）（平成6年12月16日文科・厚生・労働・建設4大臣合意）」及び「当面の緊急保育等を推進するための基本的考え方（緊急保育対策5か年事業）（平成6年12月18日大蔵・厚生・自治3大臣合意）」に基づき、保育所における特別保育事業の推進に努めてきたところであるが、今般の児童福祉法の改正の趣旨を踏まえ、利用者の利便に配慮した保育サービスの総合的な展開を図る観点から、別紙のとおり「特別保育事業実施要綱」を定め、平成10年4月1日から実施することとしたので通知する。

なお、これに伴い、平成7年4月25日児発第445号本職通知「特別保育事業の実施について」及び昭

和55年2月22日児発第92号本職通知「保育所における障害児の受け入れについて」は、平成10年3月31日限りで廃止する。

おって、延長保育等促進基盤整備事業の平成10年度の取扱いについては、予算編成日程等により特にやむを得ない理由がある場合には、別添1延長保育等促進基盤整備事業実施要綱の定めに関わらず、補助対象とすることとする。

ただし、この場合にあっても、今回の見直しの趣旨を踏まえ、保育所の創意工夫や利用者の利便に資するよう規制の緩和や手続きの簡素化等に取り組むとともに、利用者の利用に支障を及ぼさない範囲で年度途中においてできる限り早急に実施要綱に基づき事業の仕組みを見直すこととする。

〔別紙〕

特別保育事業実施要綱

1 趣旨

共働き家庭の増加、核家族化の進行等に対応し、就労と育児の両立支援を総合的に推進するために、地域の需要を踏まえて、延長保育、一時保育、地域の子育て支援等を実施することにより、児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

2 特別保育事業の定義及び内容

この要綱において、次の事業を特別保育事業とする。（以下「特別保育事業」という。）

- (1) 延長保育等促進基盤整備事業（内容については、別添1のとおり）
- (2) 産休・育休明け入所予約モデル事業（内容については、別添2のとおり）

- (3) 低年齢児保育促進事業及び開所時間延長促進事業（内容については、別添3のとおり）
- (4) 地域子育て支援センター事業（内容については、別添4のとおり）
- (5) 保育所地域活動事業等（内容については、別添5のとおり）
- (6) 障害児保育対策事業（内容については、別添

〔別添1〕

- 6のとおり）
- (7) 家庭支援推進保育事業（内容については、別添7のとおり）

3 事業を実施する手続書

各事業の実施については、別添1～7に定めるところによるものとする。

延長保育等促進基盤整備事業実施要綱

1 趣旨

保護者の就労形態の多様化、通勤時間の増加等に伴う、延長保育に対する需要に対応するため、保育所が自主的に延長保育に取り組む場合、及び断続的・短時間就労等の就労形態の多様化に伴う一時的な保育や保護者の傷病等による緊急時の保育などの一時保育に保育所が自主的に取り組む場合に、補助を行うことにより児童の福祉の増進を図ることを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。

3 対象となる事業

(1) 延長保育

実施保育所

本事業の対象となる延長保育を実施する保育所（以下「延長保育実施保育所」という。）は、次のア、イ及びウの要件に該当するものであること。

ア 延長時間

11時間の開所時間（夜間保育所（平成7年6月28日児発第642号本職通知「夜間保育所の設置認可等について」により夜間保育を行う保育所をいう。）にあっては、概ね午前11時頃から午後10時頃まで）の前後の時間において、さらに概ね1時間、2時間、4時間又は6時間の延長保育を行うこと。

イ 対象児童等

(ア) 原則として延長保育実施保育所に対して利用を申し込み、かつ、実際に延長保育を利用した児童を対象児童とすること。

(イ) 本事業の対象児童数は、保育所の定めた各々の延長時間の事業開始月（年度当初から事業を開始する場合は、4月又は5月）における1日当たりの平均対象児童数が概ね6人以上であること。

また、平均対象児童数が概ね5人以下であっても、その実施状況によって対象とする場合があること。

(ウ) 延長保育実施保育所における延長保育を利用する児童のうち保育所が定めた延長時間までの利用を必要としない児童についても、30分を超える延長保育を利用する場合には、本事業の対象とすること。

ウ 事業の実施

(ア) 事業を担当する保母として2名以上等、対象児童数に応じて事業を実施するために必要となる職員を配置すること。

(イ) 対象児童に対し、適宜、間食又は給食等を提供するものであること。

(ウ) 日々の対象児童の受け入れについては、保育需要に応じて弾力的に対応すること。

事業を実施する手続書

指定都市及び中核市の市長、市町村の長並びに特別区の長は、保育所における事業の内容、所要額等の事業計画等についての届出を受けて、適切な場合に本事業を実施すること。

なお、この実施要綱に適合する保育所である旨の必要な書類を整備しておくこと。

その他

乳児院、児童養護施設及び母子生活支援施設等が、併設している保育所の児童に対して、本事業の実施要綱に基づき延長保育を実施する場合には、本事業の対象とすること。

(2) 一時保育

実施保育所

本事業の対象となる一時保育を実施する保育所（以下「一時保育実施保育所」という。）は、ア及びイの要件に該当するものであること。

ア 対象児童等

本事業の対象となる児童は、児童福祉法第24条の規定による保育の実施の対象とならない就学前児童であって、かつ、次の（ア）、（イ）、（ウ）のいずれかに該当するものであることとし、事業開始月（年度当初から事業を開始する場合は、4月又は5月）における1日当たりの平均対象児童数が、（ア）、（イ）、（ウ）を合計して概ね10人程度であること。

（ア）保護者の就労形態等により、家庭における育児が断続的に困難となり、一時的に保育が必要となる児童

（イ）保護者の傷病・入院等により、緊急・一時的に保育が必要となる児童

（ウ）私的な理由やその他の事由により一時的に保育が必要となる児童

イ 事業の実施

（ア）事業を担当する職員として保母を配置すること。

（イ）一時保育実施保育所においては、事業を実施するための専用の部屋を確保して実施することを原則とするが、必要に応じて入所児童との交流を行う等弾力的な処遇を行うことも差し支えないこと。

また、専用の部屋を確保しなくても事業の実施に支障がない場合には、専用の部屋を設けなくても差し支えないこと。

（ウ）日々の対象児童の受け入れについては、保育需要に応じて弾力的に対応すること。

事業を実施する手続き

市町村の長（指定都市及び中核市の市長を除く。）及び特別区の長は、毎年度、事業を実施するに当たっては、実施保育所について都道府

県知事に十分協議を行うものとする。

なお、この実施要綱の要件に適合する保育所である旨の必要な書類を整備しておくこと。

4 費用

(1) 実施保育所は、事業の実施に当たって、保護者負担を必要とする場合には、あらかじめ保護者負担額を設定すること。

(2) 市町村は、事業を実施するために必要な経費の全部又は一部を補助すること。

(3) 3の(1)について、市町村が実施する補助事業に対しては国は別に定めるところにより補助するものとする。

(4) 3の(2)について、市町村が実施する補助事業に対して都道府県が補助する事業並びに指定都市及び中核市が実施する補助事業に対して、国は別に定めるところにより補助するものとする。

(5) 3の(2)のイの(イ)により保育のための専用の部屋を確保するため、新たに事業用の施設整備を行う場合には、国は別に定めるところにより補助するものとする。

〔別添2〕

産休・育休明け入所予約モデル事業実施要綱

1 趣旨

産後休暇明けや育児休業明け等に伴う年度途中入所の需要に対応するため、試行的にその条件整備を図り、もって保育に欠ける乳児の福祉の向上を図ることを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。

3 実施保育所等

本事業を実施する保育所（以下「実施保育所」という。）は、以下の（1）の要件に該当する市町村に所在する保育所であって、（2）の要件に該当すること。

なお、この要件に該当するもののうち、次の（3）に掲げる事項に多数該当する保育所から優先的に補助採択するものであること。

（1）市町村の要件

入所申し込みを出生前から受け付けること等の方法により、当該年度の乳児の途中入所希望数について把握し、本事業を実施する保育所との調整等を行い、乳児の年度途中入所に対してあらかじめ計画的に入所できるようにしていること。

（2）実施保育所の要件

児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「最低基準」という。）第32条に定めるもののほか、次の設備を有しているものであること。

ア 乳児室及びほふく室の面積は、合わせて乳児1人につき5㎡以上であること。

イ 保健室（最低基準に定める医務室のほか、乳児の静養又は隔離の機能をもつものであること。）、調乳室及び沐浴室（又は沐浴設備）を設けること。

ただし、保健室は、最低基準に定める医務室が静養室の機能を有する場合においては、

別個に設ける必要がないこと。

また、専用の調乳室が設けられない場合においては、調理室の一部を調乳部所として区画すること。

乳児が9人以上入所する場合には、保健婦（又は看護婦）1人を配置すること。また、乳児が6人以上9人未満入所する保育所は、保健婦（又は看護婦）1人を配置するよう努めること。10月1日以降に乳児3人が新たに入所できる体制にあること。

4月から9月までの間においても、乳児の途中入所が行われていること。

（3）補助の優先的採択要件

乳児の入所待機者の多い市町村に所在する保育所

産後休暇明け等月齢の小さい時期からの受入れを行っている保育所

乳児の受入れの多い保育所

年度内の乳児入所数の増加割合の高い保育所

4 事業を実施する手続書

（1）市町村の長（指定都市及び中核市の市長を除く。）及び特別区の長は、毎年度、事業を実施するに当たっては、実施保育所について都道府県知事に十分協議を行うものとする。

（2）当分の間、別紙様式によりあらかじめ当省に協議すること。

（3）この実施要綱の要件に適合する保育所である旨の必要な書類を整備しておくこと。

5 費用

（1）市町村は、本事業を実施するために必要な経費を実施保育所に支弁すること。

（2）市町村が実施する事業に対して都道府県が補助する事業並びに指定都市及び中核市が実施する事業については、国は別に定めるところにより補助するものとする。

〔別添3〕

低年齢児保育促進事業及び開所時間延長促進事業実施要綱

1 趣旨

低年齢児の受入れ及び長時間の開所に積極的に取り組む保育所の保母配置の充実を図り、もって低年齢児の保育所入所待機の解消及び早朝、夕刻の保育需要への対応を推進することを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。

3 実施保育所

(1) 低年齢児保育促進事業

本事業を実施する保育所（以下「実施保育所」という。）は、 の要件を満たす保育所であつて、かつ、 に掲げる要件のいずれかに該当すること。

実施保育所の要件

児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「最低基準」という。）第32条に定めるもののほか、次の設備を有しているものであること。

- ア 乳児室及びほふく室の面積は、合わせて乳児1人につき5㎡以上であること。
- イ 保健室（最低基準に定める医務室のほか、乳児の静養又は隔離の機能をもつものであること。）、調乳室及び沐浴室（又は沐浴設備）を設けること。

ただし、保健室は、最低基準に定める医務室が静養室の機能を有する場合においては、別個に設ける必要がないこと。

また、専用の調乳室が設けられない場合においては、調理室の一部を調乳部所として区画すること。

- ウ 乳児が9人以上入所する場合には、保健婦（又は看護婦）1人を配置すること。また、乳児が6人以上9人未満入所する保育所は、保健婦（又は看護婦）1人を配置するよう努

めること。

選択的補助要件

- ア 乳児を多く受け入れている保育所。
- イ 乳児の入所待機がある市町村に所在する保育所であつて、当該保育所の乳児の入所数が前年度に比べ増加していること。

のイの場合の優先的採択要件

のイに該当する保育所にあつては、所在する市町村の入所待機率の高いものであつて、かつ、次に掲げる事項に多数該当する保育所を優先的に補助採択するものであること。

- ア 所在する市町村が入所待機を解消するため、入所枠拡大の計画を策定していること。
- イ 産後休暇明け等、月齢の小さい時期からの受け入れを行っていること。

(2) 開所時間延長促進事業

本事業を実施する保育所（以下「実施保育所」という。）は、 に掲げる要件に該当することとし、 の要件に該当する保育所を優先的に採択する。

実施保育所の要件

概ね11時間以上開所している保育所及び補助年度中に概ね11時間以上開所する計画を有している保育所。

補助の優先的採択要件

- ア 11時間の開所時間を超えて、かつ、別添1「延長保育等促進基盤整備事業実施要綱」の延長保育を実施する保育所を最優先すること。

イ アに該当しないが、11時間を超えて延長保育を実施する保育所について時間の長い方から優先する。

ウ 概ね11時間開所している保育所を次に優先する。

エ ア、イ、ウにおいて同順位にあるものについては、次に掲げる事項に多数該当する保育所を優先する。

（ア）保護者の勤務の都合等により、通常の開所時間を超えて保育して欲しい旨の申し出

がある場合に、これに柔軟に対応していること。

(イ)日曜、祝日等の休日保育を実施していること。

(ウ)乳児保育(ただし、乳児の入所が3人以上の場合に限る。)やその他の特別保育事業を実施していること。

4 事業を実施する手続き

(1)市町村の長(指定都市及び中核市の市長を除く。)及び特別区の長は、毎年度、事業を実施するに当たっては、実施保育所について都道府県知事に十分協議を行うものとする。

[別添4]

(2)当分の間、別紙様式によりあらかじめ当省に協議すること。

(3)この実施要綱の要件により適合する保育所である旨の必要な書類を整備しておくこと。

5 費用

(1)市町村は、本事業を実施するために必要な経費を実施保育所に支弁すること。

(2)市町村が実施する事業に対して都道府県が補助する事業並びに指定都市及び中核市が実施する事業については、国は別に定めるところにより補助するものとする。

地域子育て支援センター事業実施要綱

1 趣旨

地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、子育て家庭の支援活動の企画、調整、実施を担当する職員を配置し、子育て家庭等に対する育児不安等についての相談指導及び子育てサークル等への支援並びに地域の保育需要に応じ、地域の各保育所等の間で連携を図り、特別保育事業等を積極的に実施するなど、地域の子育て家庭に対する育児支援を行うことを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、市町村(特別区を含む。以下同じ。)とする。

3 実施施設

(1)実施施設の指定

この事業は、市町村長が事業の活動の中心となる保育所等(以下「指定施設」という。)を指定して実施すること。

指定施設は、原則として保育所とするが、母子生活支援施設または乳児院であっても、保育所に併設されている等地域の実状等により、効果的に本事業を実施することができる場合は、これらの施設を指定施設とすることができるこ

と。

(2)職員の配置等

指定施設には、地域の子育て家庭(これから子育てを始める家庭を含む。以下同じ。)の支援活動の企画、調整、実施を専門に担当する地域子育て指導者(以下「指導者」という。)及びその補助的業務を行う子育て指導者(以下「担当者」という。)を置くものとする。

なお、地域の実情により、指導者及び担当者の2名を配置する必要がない場合には、指導者1名のみで実施(以下「小規模型指定施設」という。)することができる。

指導者は、児童の育児、保育に関する相談指導等について相当の知識及び経験を有する者であって、各種福祉施策についても知識を有している保母等であること。

担当者は、児童の育児、保育に関する相談指導等について相当の知識及び経験を有する保母等であること。

指導者及び担当者は、各種研修等に積極的に参加し、指導技術の向上に努めること。

4 事業の内容

指定施設は、次の(1)、(2)及び(3)の3事業を実施する。

なお、小規模型指定施設にあっては、(1)及び(3)、又は(2)及び(3)のいずれかの組み合わせの実施でもよいこととする。

(1) 育児不安等についての相談指導

地域の子育て家庭の保護者や児童等（以下「子育て家庭」という。）に対する相談指導を行うとともに、各種子育てに係る情報の提供、援助の調整を行うこと。

(2) 子育てサークル等の育成・支援

子育てサークル活動等を行う者の育成・支援を行うこと。

(3) 特別保育事業の積極的実施

地域の保育需要に応じた乳児保育や特別保育事業を積極的に実施するとともに、地域における特別保育事業等の普及促進に努めること。

5 事業の実施方法

(1) 育児不安等についての相談指導

実施に当たっては、常に子育て家庭の把握に努め必要な援助を行うものであること。

子育て家庭に対する相談指導は、来所、電話及び家庭への訪問による等、家庭の状況や地域の実情に適した方法により実施するものであること。

地域の子育てに関する情報を収集し、必要に応じ子育て家庭に対してその提供を行うものであること。

他の機関等で対応することが適切であると考えられる事例は、他の機関等に紹介するなど適切に対応を行うものであること。

(2) 子育てサークル等の育成・支援

子育て家庭が育児に関する情報交換や子育ての相互協力等を行う地域の子育てサークル及び子育て家庭や地域の保育所に協力する子育てボランティアの育成・支援を行うこと。

(3) 特別保育事業の積極的実施

指定保育所（小規模型指定施設を含む。以下同じ。）において、乳児保育や特別保育事業の実施に当たっては、地域の保育需要に弾力的に対応するなど、積極的な実施を図るとともに、地域の保育所等の取組みの促進を図るための助言等を行い、その普及を図ること。

(4) 市町村及び指定施設は、本事業の実施につい

て、地域住民に対して広報紙等を通じて周知の徹底を図ること。

6 関係機関等との連携

(1) 市町村及び指定施設は、事業の実施について、地域内の保育所、福祉事務所（家庭児童相談室）、児童相談所、児童家庭支援センター、保健所、児童・民生委員、児童福祉施設、医療機関等と連携を密にし、本事業が円滑かつ効果的に行われるように努めること。

(2) 市町村及び指定施設は、文部省の「幼稚園における子育て支援活動の推進に関する調査研究委託事業」を同一市町村又は隣接する市町村で実施している場合には、子育て支援の総合的な推進を図る観点から、育児不安等についての相談指導及び子育てサークル等の育成・支援など、相互の連携・協力を図ること。

7 留意事項

指導者及び担当者がその業務を行うに当たっては、本事業の対象者等への対応には十分に配慮するとともに、業務を行うに当たって知り得た個人情報については、業務遂行以外に用いてはならないこと。

8 事業を実施する手続き

市町村の長（指定都市及び中核市の市長を除く。）及び特別区の長は、毎年度、事業を実施するに当たっては、実施保育所について都道府県知事に十分協議を行うものとする。

なお、この実施要綱の要件に適合する保育所である旨の必要な書類を整備しておくこと。

9 費用

(1) 市町村は、本事業を実施するために必要な経費を指定施設に支弁するものとする。

(2) 市町村が実施する事業に対して、都道府県が補助する事業並びに指定都市及び中核市が実施する事業については、国は別に定めるところにより補助するものとする。

保育所地域活動事業等実施要綱

1 趣旨

保育所は、多様化する保育需要により積極的に対応するとともに、地域に開かれた社会資源として、保育所の有する専門的機能を他の地域住民のために活用することが要請されていることに鑑み、保育所において特に障害児保育、夜間保育の推進及び保育所における地域の需要に応じた幅広い活動を推進するとともに、育児休業等に伴う年度途中入所児童の受入れの円滑化を図ることにより、児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。

3 事業の内容

別表のとおり

〔別表〕

事業名	事業内容
(1) 保育所地域活動事業	<p>障害児保育事業、夜間保育事業を一定規模を超えて行う保育所、及び特別の保育科目を設定して保育を行う保育所（⑨のイの場合には、へき地保育所を含む。）について、特別に必要な経費につき助成を行い、推進を図るとともに、入所児童の処遇の充実と地域における福祉活動の推進を図る。</p> <p>① 障害児保育推進事業 軽度障害児を含め障害児を4人以上受け入れている保育所について事業の一層の充実を図る。</p> <p>② 夜間保育推進事業 夜間保育を行っている保育所について事業の一層の推進を図る。</p> <p>③ 老人福祉施設訪問等世代間交流事業 老人福祉施設等への訪問、またはこれら施設や地域のお年寄りを招待し、劇、季節的行事、手作り玩具制作等を通じて世代間のふれあい活動を行う。</p> <p>④ 地域における異年齢児交流事業 保育所入所児童と地域の児童とが地域的行事、ハイキング等の共同活動を通じて、異年齢児との交流を行う。</p> <p>⑤ 保護者等への育児講座 保育所入所児童の保護者及び地域の乳幼児をもつ保護者等に対して育児講座を開催する。</p>

4 実施方法

市町村の長（指定都市及び中核市の市長を除く。）及び特別区の長は、毎年度、事業を実施するに当たっては、実施保育所について都道府県知事に十分協議を行うものとする。

なお、この実施要綱の要件に適合する保育所である旨の必要な書類を整備しておくこと。

5 費用

- (1) 市町村は、本事業を実施するために必要な経費を実施保育所に支弁すること。
- (2) 市町村が実施する事業に対して、都道府県が補助する事業並びに指定都市及び中核市が実施する事業については、国は別に定めるところにより補助するものとする。

<別表つづき>

事業名	事業内容
(2) 年度途中入所円滑化事業	<p>⑥ 郷土文化伝承活動 郷土の踊り、音楽、手作り玩具、焼物、伝承遊び等について専門講師から指導を受ける。</p> <p>⑦ 保育所退所児童との交流 保育所を退所した児童を保育所に招き、社会性を養う観点から交流事業を行う。</p> <p>⑧ 小学校低学年児童の受入れ 保育所退所後おおむね1年程度までの児童等を一時的保育事業の場を活用して5名程度受入れ、当該児童の情緒の安定、安全の確保等を図る。</p> <p>⑨ 地域の特性に応じた保育需要への対応 ア 地域の保育需要に対応するため、地域の実状に応じた活動をしている保育所について市町村長が特に必要と認めたもの。 イ へき地における統廃合に伴う遠距離通園を補うための登所バスの運営。 育児休業等に伴う年度途中入所児童を一定数以上受入れ、次の事業を併せて実施する保育所に対し、特別に必要な経費につき助成を行い、年度途中入所児童の受入れの円滑化を図る。</p> <p>① 育児休業に伴う年度途中入所児童のために入所前指導を行うこと。 ② 地域の育児休業中の保護者とその子供に対し、保育についての相談・指導を行うこと。</p>

(注)

ア 「障害児保育推進事業」とは、次に掲げるものをいう。

(ア) 別添6「障害児保育対策事業実施要綱」に基づく保育所における障害児の保育

(イ) (ア)に該当する者を除き、保育に欠ける次の各号のいずれかに該当する障害児の保育所における保育(「軽度障害児保育」という。)

a 「身体障害者福祉法」(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定に基づき、身体障害者手帳の交付を受けている児童

b 「療育手帳制度について」(昭和48年9月27日厚生省発児第156号通知)に基づき、療育手帳の交付を受けている児童

c その他前各号のいずれかと同等程度の障害を有すると、児童相談所等の公的機関から認められた児童

イ 「夜間保育事業」とは、平成7年6月28日児発第642号通知「夜間保育所の設置認可等について」に基づく夜間保育事業をいう。

ウ 「育児休業」とは、次の各号の法律に基づく育児休業をいう。

(ア) 「育児休業等に関する法律」(平成3年法律第76号)

(イ) 「国会職員の育児休業等に関する法律」(平成3年法律第108号)

(ウ) 「国家公務員の育児休業等に関する法律」(平成3年法律第109号)

(エ) 「地方公務員の育児休業等に関する法律」(平成3年法律第110号)

(オ) 「裁判官の育児休業に関する法律」(平成3年法律第111号)

〔別添6〕

障害児保育対策事業実施要綱

1 趣旨

障害児の保育を推進するため、障害児を受け入れている保育所に対し保母の加配を行うことにより、障害児の処遇の向上を図るとともに、障害児保育を行うために必要となる設備整備等に助成することにより実施保育所の拡大を図る。

2 実施主体

本事業の実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。

3 障害児保育事業

(1) 対象児童

保育に欠ける障害児であって、次の 及び に該当するものであること。

集団保育が可能で日々通所できるもの。

「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」（昭和39年法律第134号）に基づく特別児童扶養手当の支給対象障害児（所得により手当の支給を停止されている場合を含む。）

(2) 対象保育所

対象保育所は、3の(1)に該当する障害児を受け入れている保育所であること。

対象保育所においては、障害児の保育について知識・経験等を有する保母の配置や、障害児の特性に応じて便所等の設備整備及び必要な遊具等の購入等の受け入れ体制の整備に努めること。

(3) 事業の実施

対象保育所に対し、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第33条第2項に規定する保母のほか障害児保育事業の実施のために必要な保母を配置すること。

保育所に受け入れる障害児の数は、それぞれの保育所において障害児と健常児との集団保育が適切に実施できる範囲内の人数とすること。

保育所における障害児の保育は、障害児の特性等に十分配慮して健常児との混合により行う

こと。

4 障害児保育促進事業

(1) 対象保育所

対象保育所は、原則として当該補助年度中に3の障害児保育事業を新たに実施する保育所又は翌年度実施を計画している保育所とすること。

(2) 事業の実施

対象保育所においては、障害児の受け入れ体制の整備を図るため、次のア又はイを実施すること。

ア 障害児用の便所等の設備の整備や軽微な改修、障害児用の遊具・器具等の購入

イ 障害児保育を担当する保母の知識・技能の習得を目的とする研修・研究等に要する費用

本事業の対象となるのは、1保育所につき1回限りであること。

5 事業実施の手続書

市町村の長（指定都市及び中核市の市長を除く。）及び特別区の長は、毎年度、事業を実施するに当たっては、実施保育所について都道府県知事に十分協議を行うものとする。

なお、この実施要綱の要件に適合する保育所である旨の必要な書類を整備しておくこと。

6 費用

(1) 市町村は、本事業を実施するために必要な経費を実施保育所に対し支弁すること。

(2) 市町村が実施する事業に対して、都道府県が補助する事業並びに指定都市及び中核市が実施する事業については、国は別に定めるところにより補助するものとする。

〔別添7〕

家庭支援推進保育事業実施要綱

1 趣旨

日常生活における基本的な習慣や態度のかん養等について、家庭環境に対する配慮など保育を行う上で特に配慮が必要とされる児童が多数入所している保育所に対し、保母の加配を行うことにより入所児童の処遇の向上を図ることを目的とする。

する事業については、国は別に定めるところにより補助するものとする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。

8 対象保育所

本事業は、日常生活における基本的な習慣や態度のかん養等について、家庭環境に対する配慮など保育を行う上で特に配慮が必要とされる児童を入所児童の概ね50%以上受け入れている保育所を対象とすること。

4 事業の実施

対象保育所に対し、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第33条第2項に規定する職員のほか家庭支援推進保育事業の実施のために必要な保母を配置すること。

5 事業実施の手続き

市町村の長（指定都市及び中核市の市長を除く。）及び特別区の長は、毎年度、事業を実施するに当たっては、実施保育所について都道府県知事に十分協議を行うものとする。

なお、この実施要綱の要件に適合する保育所である旨の必要な書類を整備しておくこと。

6 費用

- (1) 市町村は、本事業を実施するために必要な経費を実施保育所に対し支弁すること。
- (2) 市町村が実施する事業に対して、都道府県が補助する事業並びに指定都市及び中核市が実施